

公益社団法人廿日市市シルバー人材センター

事務費規程に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人廿日市市シルバー人材センター（以下「センター」という。）事務費規程に関し、必要な事項を定める。

(事務費の額)

第2条 センター事務費規程第3条第1項の事務費の額は、15%（以下、「適用事務费率」という。）とする。

2 センター事務費規程第3条の2第1項のセンター業務委託料の額は、15%（以下、「適用委託料率」という。）とする。

(端数処理)

第3条 前条の適用事務费率又は適用委託料率を乗じた事務費の額は、円未満の端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から適用する。なお、適用日前の適用事務费率については、従前の例（概ね10%）による。

附 則

この要綱は、令和7年9月26日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から適用し、適用日前の適用事務费率及び適用委託料率については、従前の率（概ね12%）とする。